

千曲市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について

教育総務課

千曲市教育委員会組織規則（平成15年千曲市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「課及び係等」を「課等及び係」に改め、同条の表を次のように改める。

部	課等	係
教育部	教育総務課	総務係 学校教育係 教育施設係
	生涯学習課	生涯学習係
	スポーツ振興課	スポーツ振興係 施設整備係
	文化課	文化振興係
	第1学校給食センター	管理係 調理係
	第2学校給食センター	管理係 調理係
	歴史文化財センター	文化財係

第3条第1項の表中

「

千曲市第1学校給食センター 千曲市第2学校給食センター	千曲市学校給食センター設置条例 (平成15年千曲市条例第100号)等
--------------------------------	---------------------------------------

」を

「

千曲市第1学校給食センター	千曲市学校給食センター設置条例 (平成15年千曲市条例第100号)等	第1学校給食センター
千曲市第2学校給食センター		第2学校給食センター

」に

改める。

第4条第1項の表中

「

課	課長	上司の命を受けて、課の事務を管理し、所属職員を指揮監督する。
係	係長	課長の命を受けて、所属職員を指揮監督し、事務を処理する。

」を

「

課等	課長、所長	上司の命を受けて、課等の事務を管理し、所属職員を指揮監督する。
係	係長	課長又は所長の命を受けて、所属職員を指揮監督し、事務を処理する。

」に

改め、同条第2項の表中

「

課	担当課長	上司の命を受けて課の事務を管理し所属職員を指揮監督する。
---	------	------------------------------

」を

「

課等	担当課長、 担当所長	上司の命を受けて課等の事務を管理し所属職員を指揮監督する。
----	---------------	-------------------------------

」に、

「

教育 機関 等	教育 機関	所長、館長、場長	上司の命を受けて所又は館の事務を管理し所属職員を指揮監督する。
		副館長、所長補佐、 場長補佐	所長又は館長の職務を補佐する。

」を

「

教育 機関 等	教育 機関	所長、館長	上司の命を受けて所又は館の事務を管理し所属職員を指揮監督する。
		所長補佐、副館長	所長又は館長の職務を補佐する。

」に

改める。

第7条第1項中「課」を「課等」に改め、同条第2項中「所属課長」の次に「又は所長」を加える。

第12条中「に」とおりに「の」とおりに改める。

第19条を第20条とし、第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

(博物館事務分掌)

第18条 千曲市博物館条例の規定による博物館の事務分掌は、別表第2のとおりとする。

別表第1中「課の事務分掌」を「課等の事務分掌」に改め、同表中

「

- 6 文化芸術係団体及び関係機関等の連絡調整に関すること。
- 7 課が所管する事項に係る分庁舎間の連絡調整に関すること。
- 8 課の庶務に関すること。

」を

- 「
- 6 文化芸術係団体及び関係機関等の連絡調整に関する事。
  - 7 課が所管する事項に係る分庁舎間の連絡調整に関する事。
  - 8 課の庶務に関する事。

#### 第1 学校給食センター

##### 管理係

- 1 更埴地区の学校給食の計画及び予算に関する事。
- 2 センターの管理運営に関する事。
- 3 センターの運営委員会に関する事。
- 4 給食献立作成及び衛生管理に関する事。
- 5 給食物質の発注及び検収に関する事。
- 6 センターの庶務に関する事。

##### 調理係

- 1 給食の調理及び配送に関する事。

#### 第2 学校給食センター

##### 管理係

- 1 戸倉上山田地区の学校給食の計画及び予算に関する事。
- 2 センターの管理運営に関する事。
- 3 センターの運営委員会に関する事。
- 4 給食献立作成及び衛生管理に関する事。
- 5 給食物質の発注及び検収に関する事。
- 6 センターの庶務に関する事。

##### 調理係

- 1 給食の調理及び配送に関する事。

#### 歴史文化財センター

##### 文化財係

- 1 文化財の保護及び活用に関する事。
- 2 文化財の調査及び活用に関する事
- 3 文化財保護審議会及び文化財関係機関等に関する事。
- 4 城山史跡公園及び智識の杜公園の管理運営並びに利用許可に関する事。
- 5 センターが所管する事項に係る分庁舎間の連絡調整に関する事。
- 6 センターの庶務に関する事。 」に

改める。

別表第2中「(第9条―第17条)」を「(第9条―第18条)」に改め、同表中

- 「
- 4 歴史文化財センター、森将軍塚古墳館、さらしなの里歴史資料館及び史跡公園の管理運営並びに利用許可に関する事。 」を

「 4 歴史文化財センターの管理運営に関すること。

森將軍塚古墳館

学芸係

- 1 古墳館事業の企画及び調査に関すること。
- 2 古墳館資料の収集、保管、展示及び調査研究に関すること。
- 3 古墳館資料の利用に関する必要な説明、助言及び指導を行うこと。
- 4 古墳館及び科野の里歴史公園の管理運営並びに利用許可に関すること。

さらしなの里歴史資料館

学芸係

- 1 歴史資料館事業の企画及び調査に関すること。
- 2 歴史資料館資料の収集、保管、展示及び調査研究に関すること。
- 3 歴史資料館資料の利用に関する必要な説明、助言及び指導を行うこと。
- 4 歴史資料館及びさらしなの里古代体験パークの管理運営並びに利用許可に関すること。

」に

改める。

附 則

この規則は、平成30年8月29日から施行する。

平成30年8月29日提出

千曲市教育長 赤地 憲一

## 条例、規則等制定提案理由書

条例、規則等の名称	千曲市教育委員会組織規則
制定区分 (該当字句を ○で囲む)	新規 <input type="checkbox"/> 一部改正 <input checked="" type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/>
制定する根拠 及びその内容 (法令、準則等 の名称)	
<u>提案理由</u>  現行の組織に合わせた規則に改正を行う。	

## 改正前

## 改正後

(事務局の組織)

第2条 事務局の組織として次の部、課及び係等を置く。

部	課	係等
教育部	教育総務課	総務係 学校教育係 教育施設係
	生涯学習課	生涯学習係
	スポーツ振興課	スポーツ振興係 施設整備係
	文化課	文化振興係

(教育機関等の組織)

第3条 法令及びこれに基づく条例等で設置するものは、次のとおりとする。

名称	根拠となる条例等	所属
千曲市立屋代小学校 千曲市立東小学校 千曲市立埴生小学校 千曲市立治田小学校 千曲市立八幡小学校 千曲市立戸倉小学校 千曲市立更級小学校 千曲市立五加小学校 千曲市立上山田小学校 千曲市立屋代中学校 千曲市立埴生中学校 千曲市立更埴西中学校 千曲市立戸倉上山田中学校	千曲市立学校設置条例(平成15年千曲市条例第96号)等	教育総務課
千曲市総合教育センター	千曲市総合教育センター条例(平成15年千曲市条例第101号)等	
千曲市情報教育センター	千曲市情報教育センター条例(平成15年千曲市条例第102号)等	
千曲市教育相談センター	千曲市教育相談センター条例(平成15年千曲市条例第103号)等	
千曲市第1学校給食センター 千曲市第2学校給食センター	千曲市学校給食センター設置条例(平成15年千曲市条例第100号)等	

(略)

第2条 事務局の組織として次の部、課等及び係を置く。

部	課等	係
教育部	教育総務課	総務係 学校教育係 教育施設係
	生涯学習課	生涯学習係
	スポーツ振興課	スポーツ振興係 施設整備係
	文化課	文化振興係
	第1学校給食センター	管理係 調理係
	第2学校給食センター	管理係 調理係
	歴史文化財センター	文化財係

(略)

第3条 (略)

名称	根拠となる条例等	所属
千曲市立屋代小学校 千曲市立東小学校 千曲市立埴生小学校 千曲市立治田小学校 千曲市立八幡小学校 千曲市立戸倉小学校 千曲市立更級小学校 千曲市立五加小学校 千曲市立上山田小学校 千曲市立屋代中学校 千曲市立埴生中学校 千曲市立更埴西中学校 千曲市立戸倉上山田中学校	千曲市立学校設置条例(平成15年千曲市条例第96号)等	教育総務課
千曲市総合教育センター	千曲市総合教育センター条例(平成15年千曲市条例第101号)等	
千曲市情報教育センター	千曲市情報教育センター条例(平成15年千曲市条例第102号)等	
千曲市教育相談センター	千曲市教育相談センター条例(平成15年千曲市条例第103号)等	
千曲市第1学校給食センター 千曲市第2学校給食センター	千曲市学校給食センター設置条例(平成15年千曲市条例第100号)等	第1学校給食センター 第2学校給食センター

千曲市屋代公民館 千曲市埴生公民館 千曲市稲荷山公民館 千曲市八幡公民館 千曲市戸倉公民館 千曲市上山田公民館	千曲市公民館条例(平成15年千曲市条例第105号)等	生涯学習課
千曲市立更埴図書館 千曲市立戸倉図書館 千曲市立更埴西図書館	千曲市図書館条例(平成15年千曲市条例第111号)等	
千曲市戸倉創造館	千曲市戸倉創造館条例(平成17年千曲市条例第55号)等	
千曲市更埴文化会館 千曲市上山田文化会館	千曲市文化会館条例(平成15年千曲市条例第107号)等	文化課
千曲市歴史文化財センター	千曲市歴史文化財センター条例(平成23年千曲市条例第13号)等	歴史文化財センター
千曲市森將軍塚古墳館	千曲市博物館条例(平成15年千曲市条例第112号)等	
千曲市さらしなの里歴史資料館		

千曲市屋代公民館 千曲市埴生公民館 千曲市稲荷山公民館 千曲市八幡公民館 千曲市戸倉公民館 千曲市上山田公民館	千曲市公民館条例(平成15年千曲市条例第105号)等	生涯学習課
千曲市立更埴図書館 千曲市立戸倉図書館 千曲市立更埴西図書館	千曲市図書館条例(平成15年千曲市条例第111号)等	
千曲市戸倉創造館	千曲市戸倉創造館条例(平成17年千曲市条例第55号)等	
千曲市更埴文化会館 千曲市上山田文化会館	千曲市文化会館条例(平成15年千曲市条例第107号)等	文化課
千曲市歴史文化財センター	千曲市歴史文化財センター条例(平成23年千曲市条例第13号)等	歴史文化財センター
千曲市森將軍塚古墳館	千曲市博物館条例(平成15年千曲市条例第112号)等	
千曲市さらしなの里歴史資料館		

(職)  
第4条 事務局の組織に次の職を置くものとし、事務職員又は技術職員をもって充てる。

組織の名称	職	職務
部	部長	上司の命を受けて、教育委員会の事務を掌理し、関係部等の相互間の連携を調整し、及び所属職員を指揮監督する。
課	課長	上司の命を受けて、課の事務を管理し、所属職員を指揮監督する。
係	係長	課長の命を受けて、所属職員を指揮監督し、事務を処理する。

2 必要に応じて事務局及び学校以外の教育機関等の組織に、次の職を置くことができる。

組織の名称	職	職務	
事務局	部	参事、副参事 上司の特命に関する事務及び重要施策の決定に参画する。	
	課	担当課長	上司の命を受けて課の事務を管理し所属職員を指揮監督する。
		主幹、技幹、調整幹	上司の特命に関する事務及び重要施策の企画及び調整を行う。

(略)  
第4条 (略)

組織の名称	職	職務
部	部長	上司の命を受けて、教育委員会の事務を掌理し、関係部等の相互間の連携を調整し、及び所属職員を指揮監督する。
課等	課長、所長	上司の命を受けて、課等の事務を管理し、所属職員を指揮監督する。
係	係長	課長又は所長の命を受けて、所属職員を指揮監督し、事務を処理する。

2 (略)

組織の名称	職	職務	
事務局	部	参事、副参事 上司の特命に関する事務及び重要施策の決定に参画する。	
	課等	担当課長、担当所長	上司の命を受けて課等の事務を管理し所属職員を指揮監督する。
		主幹、技幹、調整幹	上司の特命に関する事務及び重要施策の企画及び調整を行う。

	係	担当係長	上司の命を受けて事務を処理し係員を指揮する。
		企画主査	上司の命を受けて事務を処理し係員を指揮する。
		主査	上司の命を受けて事務を処理し係員を指揮する。
		主任	上司の命を受けて高度な事務を処理し又は技術に従事する。
		主事、技師	上司の命を受けて事務又は秘術に従事する。
		業務員	上司又は担当職員の指示を受けて一般業務に従事する。
教育機関等	教育機関	所長、館長、場長	上司の命を受けて所又は館の事務を管理し所属職員を指揮監督する。
		副館長、所長補佐、館長補佐	所長又は館長の職務を補佐する。
		主幹、技幹	上司の特命に関する事務及び重要施策の企画及び調整を行う。
	係	係長	上司の命を受けて所属職員を指揮監督し事務を処理する。
		企画主査	上司の命を受けて事務を処理し係員を指揮する。
		主査	上司の命を受けて事務を処理し係員を指揮する。
		主任	上司の命を受けて高度な事務又は技術に従事する。
		主事、技師	上司の命を受けて事務又は技術に従事する。
		業務員	上司又は担当職員の指示を受けて一般業務に従事する。

	係	担当係長	上司の命を受けて事務を処理し係員を指揮する。
		企画主査	上司の命を受けて事務を処理し係員を指揮する。
		主査	上司の命を受けて事務を処理し係員を指揮する。
		主任	上司の命を受けて高度な事務を処理し又は技術に従事する。
		主事、技師	上司の命を受けて事務又は秘術に従事する。
		業務員	上司又は担当職員の指示を受けて一般業務に従事する。
教育機関等	教育機関	所長、館長_____	上司の命を受けて所又は館の事務を管理し所属職員を指揮監督する。
		所長補佐、副館長_____	所長又は館長の職務を補佐する。
		主幹、技幹	上司の特命に関する事務及び重要施策の企画及び調整を行う。
	係	係長	上司の命を受けて所属職員を指揮監督し事務を処理する。
		企画主査	上司の命を受けて事務を処理し係員を指揮する。
		主査	上司の命を受けて事務を処理し係員を指揮する。
		主任	上司の命を受けて高度な事務又は技術に従事する。
		主事、技師	上司の命を受けて事務又は技術に従事する。
		業務員	上司又は担当職員の指示を受けて一般業務に従事する。

(事務局の事務分掌)

第7条 事務局の課\_の事務分掌は、別表第1のとおりとする。

2 職員の事務分担任は、所属課長\_\_\_\_\_が定める。

(学校給食センター事務分掌)

第12条 千曲市学校給食センター条例の規定による学校給食センターの事務分掌は、別表第2のとおりとする。

(教育長の職務代理者の代理)

第18条 教育長の職務代理者が行う事務執行については、法第25条第4項の規定により臨時に教育部長に代理させることができる。

(服務)

第19条 千曲市教育委員会事務局職員及び学校以外の教育機関の職員の服務は、千曲市職員服務規程(平成15年千曲市訓令第21条)の規定を準用する。

(略)

第7条 事務局の課等の事務分掌は、別表第1のとおりとする。

2 職員の事務分担任は、所属課長又は所長が定める。

(略)

第12条 千曲市学校給食センター条例の規定による学校給食センターの事務分掌は、別表第2のとおりとする。

(博物館事務分掌)

第18条 千曲市博物館条例の規定による博物館の事務分掌は、別表第2のとおりとする。

(略)

第19条 (略)

(略)

第20条 (略)



別表第2 (第9条-第17条)

(略)

歴史文化財センター

文化財係

(略)

- 4 歴史文化財センター、森將軍塚古墳館、さらしなの里歴史資料館及び史跡公園の管理運営並びに利用許可に関すること。

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

別表第2 (第9条-第18条)

(略)

歴史文化財センター

文化財係

(略)

- 4 歴史文化財センター\_\_\_\_\_の管理運営\_\_\_\_\_に関すること。

森將軍塚古墳館

学芸係

- 1 古墳館事業の企画及び調査に関すること。
- 2 古墳館資料の収集、保管、展示及び調査研究に関すること。
- 3 古墳館資料の利用に関する必要な説明、助言及び指導を行うこと。
- 4 古墳館及び科野の里歴史公園の管理運営並びに利用許可に関すること。

さらしなの里歴史資料館

学芸係

- 1 歴史資料館事業の企画及び調査に関すること。
- 2 歴史資料館資料の収集、保管、展示及び調査研究に関すること。
- 3 歴史資料館資料の利用に関する必要な説明、助言及び指導を行うこと。
- 4 歴史資料館及びさらしなの里古代体験パークの管理運営並びに利用許可に関すること。